

### (3) 政令月収額について

「収入」とは税込総収入金額をいい、「所得」とは総収入金額から税法上認められた必要経費を控除した後の金額をいいます。

ア. 入居する家族(婚約者を含む)に所得者が2人以上いる場合は、1人ずつ所得の種類ごとに計算し、その後それぞれの所得の金額を合算します。

イ. 次のような収入は所得には含めません。

生活保護の各種扶助料、雇用保険及び労災保険の各種給付金、遺族年金及び障害年金、仕送り等

ウ. 中途就職者の場合は、次の算式により年間総収入金額を推定します。

$$\text{推定年間総収入金額} = (\text{総収入金額} - \text{賞与分}) \div \text{勤務月数} \times 12 \text{月} + \text{賞与}$$

エ. 所得者が1人で、かつ特別控除対象者(老人配偶者、老人扶養親族、特定扶養親族、寡婦、ひとり親、障害者、特別障害者)がない場合は、40ページの収入基準早見表を参照してください。

オ. 所得者が2人以上いる場合、又は特別控除対象者がいる場合は、38～39ページの計算方法により政令月収額を計算してください。(給与所得者はAから、事業所得者はBから、公的年金等所得者はCから実際に金額をあてはめて計算すること。)

## 政令月収額の計算方法

※勤務月数又は営業月数が12月に満たない場合は37ページの算式により、推定年間総収入(所得)金額を計算してください。

### A 年間総所得金額の計算(給与所得者の場合)

年間総収入金額	年間総所得金額
551,000円未満	0円
551,000円以上 1,619,000円未満	(年間総収入金額) - 550,000円 =
1,619,000円以上 1,620,000円未満	1,069,000円
1,620,000円以上 1,622,000円未満	1,070,000円
1,622,000円以上 1,624,000円未満	1,072,000円
1,624,000円以上 1,628,000円未満	1,074,000円
1,628,000円以上 1,800,000円未満	(端数整理後の年間総収入金額) × 0.6 + 100,000円 =
1,800,000円以上 3,600,000円未満	( " ) × 0.7 - 80,000円 =
3,600,000円以上 6,600,000円未満	( " ) × 0.8 - 440,000円 =
6,600,000円以上 8,500,000円未満	(年間総収入金額) × 0.9 - 1,100,000円 =

(注) 端数整理の方法

収入金額が 1,628,000円以上の場合、4,000円ごとに下位の額に整理する。

(計算例) 年間総収入金額が 2,326,500 円の場合

- |                    |   |                        |
|--------------------|---|------------------------|
| ① 4,000円の倍数に整理する。  | $2,326,500 \text{円} \div 4,000 \text{円}$          | $= 581.625$            |
| ② 小数点以下を切り捨てる。     | $581.625 \rightarrow 581$                         |                        |
| ③ 端数整理した収入金額を計算する。 | $4,000 \text{円} \times 581$                       | $= 2,324,000 \text{円}$ |
| ④ 所得金額を計算する。       | $2,324,000 \text{円} \times 0.7 - 80,000 \text{円}$ | $= 1,546,800 \text{円}$ |

### B 年間総所得金額の計算(事業所得者の場合)

年間総収入金額 - 税法上の必要経費

### C 年間総所得金額の計算(公的年金等所得者の場合)

年齢	年間総収入金額	年間総所得金額
65歳以上	1,100,000円以下	0円
	1,100,001円以上 3,300,000円未満	(年間総収入金額) - 1,100,000円 =
	3,300,000円以上 4,100,000円未満	(年間総収入金額) × 0.75 - 275,000円 =
	4,100,000円以上 7,700,000円未満	(年間総収入金額) × 0.85 - 685,000円 =
65歳未満	600,000円以下	0円
	600,001円以上 1,300,000円未満	(年間総収入金額) - 600,000円 =
	1,300,000円以上 4,100,000円未満	(年間総収入金額) × 0.75 - 275,000円 =
	4,100,000円以上 7,700,000円未満	(年間総収入金額) × 0.85 - 685,000円 =

年間総所得金額合計 A又はCの場合 D控除金額合計  
10万円(注1)

A+Cの場合  
20万円(注2)

円 - 円 - 円 ÷ 12 = 円

政令月収額

(注1) 10万円に満たない場合は、当該合計金額

(注2) それぞれ10万円に満たない場合は、当該合計金額



月収額	入居対象者
0円 ~ 158,000円以下	一般の世帯
0円 ~ 214,000円以下	高齢者・障害者等の世帯
0円 ~ 259,000円以下	子育て世帯

## D 控除金額の計算

控除種別		控除対象者	控除金額
一般控除	1. 同居者	本人以外で、一緒に市営住宅に入居しようとする人	380,000円× 人＝ 円
	2. 同居していない扶養親族(注)	市営住宅に入居しないが、所得税法上の扶養親族になっている人	380,000円× 人＝ 円
特別	3. 70歳以上同一生計配偶者(注)	70歳以上の同一生計配偶者	100,000円× 人＝ 円
	4. 70歳以上老人扶養親族(注)	70歳以上の扶養親族	100,000円× 人＝ 円
	5. 特定扶養親族(注)	16歳以上23歳未満の扶養親族	250,000円× 人＝ 円
別	6. 障害者 ※(ア)と(イ)を重複して控除することはできません	本人又は1・2の人で次に該当する人 特別障害者(ア) ①心神喪失の常況にある人 ②精神保健指定医などから重度の知的障害者と判定された人 ③精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人で1級の人 ④身体障害者手帳の交付を受けている人で1・2級の人 ⑤戦傷病者手帳の交付を受けている人で特別項症から第三項症までの人 ⑥原子爆弾被爆者のうち厚生労働大臣の認定を受けている人 ⑦常に就床を要し複雑な介護を要する人	400,000円× 人＝ 円
		障害者(イ) ①精神保健指定医などから中度・軽度の知的障害者と判定された人 ②精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人で2・3級の人 ③身体障害者手帳の交付を受けている人で3級～6級の人 ④戦傷病者手帳の交付を受けている人で第四項症から第四目症までの人	270,000円× 人＝ 円
除	7. 寡婦	本人あるいは同居者のうち ①夫と離婚してから婚姻していない人、かつ扶養親族を有する人で所得金額が500万円以下の人 ②夫と死別してから婚姻していない人又は、夫の生死が明らかでない人で、所得金額が500万円以下の人 ※事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない	270,000円× 人＝ 〔所得額が27万円未満の場合 は当該所得額〕 円
	8. ひとり親	本人あるいは同居者のうち 現に婚姻をしていない人又は配偶者の生死が明らかでない人で所得金額が48万円以下の子(他の者の控除対象配偶者又は、扶養親族とされている者を除く)を有し、かつ所得金額が500万円以下の人 ※事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない	350,000円× 人＝ 〔所得額が35万円未満の場合 は当該所得額〕 円

(注)「扶養親族」「同一生計配偶者」には年間の所得額が48万円を超える者は含まれません

## 〈収入基準早見表〉

※入居が認められる収入の目安です。

※所得者が一人で、かつ特別控除対象者(老人配偶者、老人扶養親族、特定扶養親族、寡婦、ひとり親、障害者、特別障害者)がない場合

### ● 給与所得だけの方

(単位 円)

区分	種別	現に同居又は同居しようとする親族(本人を除く)及び遠隔地扶養者数					
		0人(単身者)	1人(2人家族)	2人(3人家族)	3人(4人家族)	4人(5人家族)	5人(6人家族)
年間総収入金額	一般	0～ 2,967,999	0～ 3,511,999	0～ 3,995,999	0～ 4,471,999	0～ 4,947,999	0～ 5,423,999
	高齢者・障害者等の世帯	0～ 3,887,999	0～ 4,363,999	0～ 4,835,999	0～ 5,311,999	0～ 5,787,999	0～ 6,263,999
	子育て世帯		0～ 5,035,999	0～ 5,511,999	0～ 5,987,999	0～ 6,463,999	0～ 6,899,999

### ● 事業所得だけの方

(単位 円)

区分	種別	現に同居又は同居しようとする親族(本人を除く)及び遠隔地扶養者数					
		0人(単身者)	1人(2人家族)	2人(3人家族)	3人(4人家族)	4人(5人家族)	5人(6人家族)
年間総所得金額	一般	0～ 1,896,011	0～ 2,276,011	0～ 2,656,011	0～ 3,036,011	0～ 3,416,011	0～ 3,796,011
	高齢者・障害者等の世帯	0～ 2,568,011	0～ 2,948,011	0～ 3,328,011	0～ 3,708,011	0～ 4,088,011	0～ 4,468,011
	子育て世帯		0～ 3,488,011	0～ 3,868,011	0～ 4,248,011	0～ 4,628,011	0～ 5,008,011

### ● 公的年金等所得だけの方

(単位 円)

区分	種別	現に同居又は同居しようとする親族(本人を除く)及び遠隔地扶養者数					
		0人(単身者)	1人(2人家族)	2人(3人家族)	3人(4人家族)	4人(5人家族)	5人(6人家族)
年間総収入金額	一般	0～ 3,028,015	0～ 3,534,682	0～ 4,041,349	0～ 4,495,308	0～ 4,942,367	0～ 5,389,425
	高齢者・障害者等の世帯	0～ 3,924,015	0～ 4,391,778	0～ 4,838,837	0～ 5,285,896	0～ 5,732,955	0～ 6,180,014
	子育て世帯		0～ 5,027,072	0～ 5,474,131	0～ 5,921,190	0～ 6,368,249	0～ 6,815,308